

飛驒法人会だより

No.222
2020

令和2年8月20日 第222号 発行所 高山市花里町3 (公社)飛驒法人会 発行人 洲岬孝雄/編集人 住 宏夫

ウェブサイト <http://hida-hojinkai.com/> TEL 0577-34-2201
メールアドレス hidahojn@siren.ocn.ne.jp FAX 0577-33-1093

夏



目次

- 新署長さんのご紹介……高山税務署長 大竹 昭博…………… 2
- 高山税務署 定期人事異動…………… 3
- 税務署からのお知らせ…………… 4～9
 - ・高山税務署 庁舎移転のお知らせ
 - ・令和2年分からの年末調整手続きの電子化について
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ 納税の猶予をご利用ください
 - ・税務署へ提出する申告書や届出書などにはマイナンバーの記載が必要です!
- (公社)飛驒法人会 第8回 定時総会開催 令和2年度 功労者表彰(全法連・県連表彰)… 10～11
- 新型コロナウイルス関連 税制上の措置…………… 12～13
- 休憩室……………健全な青少年の育成を目指して…………… 14～15
- 事業所訪問……………株式会社 冠婚葬祭こころの会…………… 16～17
- とんなんしいぺい(支部短編ニュース)…………… 18～19
- 提携保険会社からのお知らせ…………… 20～22
- 読者の窓…………… 23
- 岐阜県民・事業者の皆さまへ 編集後記…………… 24



— 宮川朝市と本町通りを結ぶ人道橋「行神橋」 — 高山市街 宮川

高山税務署 新署長さんのご紹介



高山税務署長 おお たけ あき ひろ
大竹 昭博

署長さんは、昭和40年のお生まれで、54歳です。

ご出身は、愛知県岡崎市だそうです。現在も岡崎市にご自宅があり、奥様と娘さんを残され、高山には単身赴任しているそうです。

昭和63年、刈谷税務署法人部門を振り出しに、名古屋国税局では、査察部の後、法人課税課での勤務が長く、主に、調査に関する事務、法人課税・源泉所得税の事務運営に関する仕事へ従事されたそうです。平成27年には大阪国税局富田林税務署副署長、その後、名古屋国税局課税一部統括国税実査官(情報担当)、総務部税理士監理官を経て高山税務署長に着任されました。

飛騨地方については、日本の原風景を残す街「飛騨高山」、世界遺産の「白川郷の合掌造り集落」、日本三名泉の「下呂温泉」、起し太鼓で有名な「飛騨古川」など、歴史・自然・四季に富んだ素晴らしいところであることから、各地に足を運び、「美味しいお酒と食べ物」をいただき、3度目の単身赴任生活を楽しまたいとおっしゃっていました。

本年11月、高山税務署の庁舎が移転するという節目の年に、歴史と伝統のある高山税務署長の拝命を受けたことを大変光栄に感じており、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすため、「まずは、家族を含めた職員の心身の健康の下、明るく風通しの良い職場環境を作り、納税者の方々から信頼される税務行政を推進していきたい。」とお話になっていました。

高山税務署 定期人事異動

転 出 等			転 入		
部門・役職	氏 名	新任地及び役職	部門・役職	氏 名	前任地及び役職
署 長	清水 良樹	局・総務部 厚生 課 長	署 長	大竹 昭博	局・総務部 税 理 士 監 理 官
法 人 課 税 部 門 職 員					
部門・役職	氏 名	新任地及び役職	部門・役職	氏 名	前任地及び役職
法人課税第一部門 統括国税調査官	山本 達也	局・課税 第二部 消費 税 課 実務指導専門官	法人課税第一部門 統括国税調査官	松田 栄司	局・査察部 査察総括第二課 査察情報技術専門官
法人課税第一部門 国 税 調 査 官	村 上 慎	局・課税 第二部 法人課税課 源泉所得税事務集中処理センター 実 査 官	法人課税第一部門 国 税 調 査 官	杉山 美和	中 川 法人課税第六部門 国 税 調 査 官
法人課税第二部門 統括国税調査官	松永 健児	局・調査部 調 査 審 理 課 主	法人課税第二部門 統括国税調査官	米山 仁志	多 治 見 総 務 課 課 長 補 佐
法人課税第二部門 国 税 調 査 官	柴田 直也	千 種 法 人 特 官 部 門 付 国 税 調 査 官	法人課税第二部門 上 席 国 税 調 査 官	森 林 俊 行	高 山 総 務 課 会 計 係 長
そ の 他 の 部 門 の 職 員					
部門・役職	氏 名	新任地及び役職	部門・役職	氏 名	前任地及び役職
総務課総務係長	関 本 亘 昭 和	個 人 課 税 部 門 国 税 調 査 官	総務課総務係長	月 山 智 裕	岐 阜 北 総 務 課 総 務 係 主 任
総務課会計係長	森 林 俊 行 高 山	法 人 課 税 部 門 上 席 国 税 調 査 官	総務課会計係長	木 村 知 美	豊 田 個 人 課 税 第 一 部 門 国 税 調 査 官
管理運営部門 統括国税徴収官	森 淳 千 種	管理運営第一部門 統括国税徴収官	管理運営部門 統括国税徴収官	中 谷 英 子	上 野 管理運営・徴収部門 統括国税徴収官
管理運営部門 上 席 国 税 徴 収 官	奥 名 慶 之 三 鳥	管理運営部門 上 席 国 税 徴 収 官	管理運営部門 国 税 徴 収 官	加 藤 愛 小 牧	管理運営第一部門 国 税 徴 収 官
管理運営部門事務官	宮 本 有 歌	局・徴収部 機動課 集中電話催告センター 事 務 官	管理運営部門事務官	加 藤 美 紅	高 山 個 人 課 税 第 二 部 門 事 務 官
管理運営・徴収部門 上 席 国 税 徴 収 官	小 森 義 雄 熱 海	管理運営部門 上 席 国 税 徴 収 官	管理運営・徴収部門 事 務 官	竹 山 侑 汰	岐 阜 南 管理運営・徴収部門 事 務 官
管理運営・徴収部門 上 席 国 税 徴 収 官	山 本 剛 名 古 屋 西	管理運営・徴収部門 上 席 国 税 徴 収 官	個人課税第二部門 統括国税調査官	小 森 憲 勝 関	個 人 課 税 第 三 部 門 統 括 国 税 調 査 官
個人課税第一部門 国 税 調 査 官	杉 村 圭 悟 岐 阜 北	個 人 課 税 部 門 国 税 調 査 官	個人課税第一部門 上 席 国 税 調 査 官	鈴 木 良 和 三 鳥	個 人 課 税 第 一 部 門 上 席 国 税 調 査 官
個人課税第二部門 統括国税調査官	可 児 治 美 名 古 屋 中 村	個 人 課 税 第 二 部 門 統 括 国 税 調 査 官	個人課税第一部門 国 税 調 査 官	木 下 裕 史 浜 松 西	個 人 課 税 第 二 部 門 国 税 調 査 官
個人課税第二部門 国 税 調 査 官	北 川 智 也 名 古 屋 中	総 務 課 総 務 係 主 任	個人課税第一部門 国 税 調 査 官	谷 端 涉 熱 田	個 人 課 税 第 三 部 門 国 税 調 査 官
個人課税第二部門 事 務 官	内 垣 正 眞 局・査察部	査 察 管 理 課 国 税 査 察 官	個人課税第二部門 国 税 調 査 官	窪 田 嵩 興 刈 谷	個 人 課 税 第 五 部 門 国 税 調 査 官
個人課税第二部門 事 務 官	加 藤 美 紅 高 山	管 理 運 営 部 門 事 務 官	資産課税部門 統括国税調査官	石 川 卓 也 局・査察部	査 察 第 三 部 門 査 査 官
資産課税部門 統括国税調査官	遠 藤 栄 二 局・課税 第 一 部	資 料 調 査 第 二 課 主	資産課税部門事務官	扇 山 里 紗 浜 松 西	資 産 課 税 第 二 部 門 事 務 官
資産課税部門事務官	谷 口 亮 太 松 坂	資 産 課 税 部 門 事 務 官			

高山税務署 庁舎移転のお知らせ

高山税務署は 令和2年11月9日(月) に新庁舎へ
移転します。移転後は次の移転先へお越しください。

【移転先】 〒506-8601
岐阜県高山市昭和町2丁目220番地
高山合同庁舎 2階
(0577)32-1020(代表)
(郵便番号・電話番号の変更はありません)

【移転先案内図】



【最寄の交通機関】

JR高山駅 白山口(西口)から徒歩5分

お問合せ先

高山税務署 総務課

〒506-8601 岐阜県高山市名田町3丁目82番地
TEL 0577-32-1021 (総務課ダイヤルイン)

年末調整手続の電子化をご検討の方へ

令和2年分からの 年末調整手続の電子化について ～スケジュール編～

年末調整手続の電子化とは

令和2年10月以降、年末調整手続の電子化によるバックオフィス業務の簡便化ができるようになります。



スケジュール例(令和2年12月まで)

※年調ソフトを利用した場合

令和2年分の年末調整電子化に向けたスケジュール案です。具体的な内容については、対応するパンフレットをご覧ください。

	対応 パンフ	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
国税庁からの 情報提供等	—	★FAQ(公開済)			★パンフレット ★年調ソフト プロトタイプ公開		★マイナポータル連携 接続テスト開始			★年調ソフト公開 ★マイナポータル連携 サービス開始	

【勤務先側の準備】

従業員へ マイナンバー カード取得依頼											
実施方法の検討	勤1										
給与システム の改修等	勤2										
税務署への届出	勤2										
従業員へ年末調整 実施手順を周知	勤1										
年税額計算 ・精算処理	—										

【従業員側の準備】

マイナンバー カードの取得											
年調ソフトの取得※	従1										
保険会社等と マイナポータル との紐づけ作業	従2										
控除証明書等 データの取得	従1										
控除申告書データ 作成・提出	従3										

※ 勤務先が控除申告書データを作成するためのアプリを配付する場合は「年調ソフトの取得」は不要となります。

電子化のメリット

年末調整手続の電子化とは、年末調整の際に、

- ① 従業員が、保険会社等から控除証明書等をデータで取得し、
- ② そのデータを「年調ソフト」等に取り込んで従業員が保険料控除申告書などをデータで作成、
- ③ 控除額が自動計算された保険料控除申告書等を勤務先にデータで提供し、
- ④ 勤務先において、提供されたデータを基に年税額を自動計算し、提供されたデータを保管するもので、以下のようなメリットがあります。

勤務先のメリット

1 保険料控除や配偶者（特別）控除の控除額の検算が不要

従業員が、年調ソフトの控除額の自動計算機能を利用して保険料控除申告書や配偶者控除等申告書を作成することにより、これまで給与担当者の負担となっていた、控除額の検算事務が不要となります。

2 控除証明書等のチェックが不要（従業員が控除証明書等データを利用した場合）

従業員が保険料控除申告書の作成の際に控除証明書等データを利用すれば、給与担当者が毎年行っていた、従業員が提出した保険会社等の控除証明書等（書面）との突合作業が不要となります。

3 従業員からの問合せが減少

年調ソフトの入力支援機能や、今後設置予定の「年末調整電子化ヘルプデスク（仮称）」を利用することにより、従業員から給与担当者への問合せが減少することが見込まれます。

4 年末調整関係書類の保管コストの削減

従業員から提供されたデータを原本として保管するため、書類の保管が不要となります。（従業員から書面で提出を受けた書類がある場合は当該書類の保管が必要となります。）

従業員のメリット

1 控除額等の記入・手計算が不要

これまで従業員が手計算していた配偶者（特別）控除や生命保険料控除の控除額について、年調ソフトに必要な項目を入力又は控除証明書等データを取り込むことにより、自動計算することができます。

また、「マイナポータル連携」を利用すれば、加入している保険のデータ等を年調ソフトに自動入力することができます。

2 控除証明書等データを紛失しても再交付依頼が不要

控除証明書等（書面）を紛失した場合は、これまで保険会社等に再発行を依頼していましたが、データ取得の場合、誤ってデータを消去してしまったとしても、迅速に再取得することができます。

3 データ提出なら押印が不要

データ提出なら電子署名又はパスワードで提出できるので、テレワークの方などが押印・提出のために出社する必要がなくなります。

4 勤務先からの問合せが減少

年調ソフトの入力支援機能を利用することにより誤りのない控除申告書が作成できますので、控除申告書の提出後、勤務先からの控除申告書の内容についての問合せが減少することが見込まれます。

Q：年調ソフトとはなんですか？



A：年調ソフト（年末調整控除申告書作成用ソフトウェア）とは、年末調整手続の際に従業員が作成する年末調整申告書を作成するために、国税庁が無償提供するソフトウェアです。（令和2年10月から利用可能予定）

Q：マイナポータル連携とはなんですか？



A：マイナポータル連携とは、従業員が年末調整申告書データの作成中に、保険料控除等で使用する控除証明書等データを、マイナポータル経由で一括取得する機能のことです。

年末調整手続の電子化、マイナポータル連携については、国税庁ホームページに詳しい情報を掲載しています。

こちらの2次元バーコードからご覧ください⇒



財務省・国税庁

【特例制度版】

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

○ 現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持を困難にするおそれがある。
- ・ 納税について誠実な意思を有する。
- ・ 猶予を受けようとする国税以外の滞納がない。
- ・ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書の提出がある。

(注) 1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。

2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○ 現行の猶予が認められると…

- ・ 原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常 年 8.9%→軽減後 年 1.6%※）。

※ 令和2年中における延滞税の利率

申請による換価の猶予 国税徴収法第151条の2

収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『**特例（特例猶予）**』が創設されました！

延滞税なし

1年間猶予

無担保

特例猶予の要件

○ 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

- ② 一時に納税することが困難であること。

(注) 収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含まれますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

○ 納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です（注）。

(注) やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、所轄の税務署（徴収担当）にご事情をお申し出ください。

○ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。

納税の猶予の特例 新型コロナ特法第3条

令和2年6月



まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

- 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」（フリーダイヤル等）をご利用ください。

【受付時間】 8 : 30～17 : 00（土日祝除く。）

【電話番号】 国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm

電話番号はこちら



猶予の申請方法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（様式は国税庁HPから入手可能）又はe-Taxをご利用ください。

- 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センター（フリーダイヤル等）にお気軽にご相談ください。
- 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

ご注意いただきたいこと

- 特例猶予は、納期限までに申請が必要です。
- 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行の猶予が受けられる場合があります（現行の猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です。）。

税務署において所定の審査を迅速に行います

猶予が認められると・・・

- 税務署から、猶予税額や該当条項などを記載した猶予許可通知書が送付されます。
- 猶予期間中に猶予中の国税に関する納税証明書（その1）を取得した場合は、「備考」欄に猶予中である旨が記載されます。

その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

【ケース1】 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース2】 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予 国税通則法第46条



国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予 検索



※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、

社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

お知らせ

税務署へ提出する申告書や届出書などには

マイナンバーの記載が必要です!

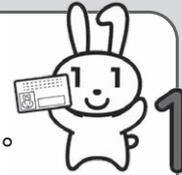
税務署へ申告書などを提出する際は、“毎回”

マイナンバーの記載

+

本人確認書類の
提示又は写しの添付

が必要です。



マイナンバー
PRキャラクター
マイナちゃん

※ e-Taxで提出すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

本人確認書類 (番号確認書類+身元確認書類)

- マイナンバーカードをお持ちの方は
番号確認と身元確認が1枚でできます。
- マイナンバーカードをお持ちでない方は



番号確認書類

- 通知カード*1
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限りです。)
などのうちいずれか1つ*2

+

身元確認書類

- 運転免許証
 - 公的医療保険の被保険者証
 - パスポート
- などのうちいずれか1つ

※1 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。
※2 平成30年1月以降、一部の手続について、番号確認書類の提示又は写しの添付を省略することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

もっと便利に！マイナンバーカード

令和3年3月からは、健康保険証としても利用できるようになる予定です。

マイナンバーカードでできることが増え続けています！

○ オンラインで申告

『マイナポータル』や『e-Tax』
を活用して、自宅などから
申告ができます。
(裏面参照)



○ 身分証明書として

運転免許証などと同様、公的
身分証明書として使用できます。



○ マイナポイントがもらえる

(令和2年9月～令和3年3月)
選択したキャッシュレス決済サービスで
2万円のチャージまたは買い物をすると
上限5,000円分のマイナポイントが
もらえます。

マイナンバーカードはスマホ・パソコン・郵便などで
申請でき、無料で取得できます。



スマホによる
申請は
こちらから！



令和2年5月

公益社団法人 飛騨法人会 第8回 定時総会開催

●と き 令和2年5月27日 ●ところ 高山市民文化会館 2-5会議室

- 令和2年度の定時総会は、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、出席者を少なくして開催しました。(出席会員 17社 委任状提出数 935社 合計 952社)
- 令和元年度収支決算報告、令和元年度事業計画などの議案が満場一致で承認可決されました。

なお、新型コロナウイルス感染症で厳しい経済社会情勢の下で苦勞されている会員に向けて、洲岬会長の激励のメッセージを掲載しました。



定時総会の様子

会長あいさつ

会長 洲岬 孝雄

今般の新型コロナウイルス感染症の予防対策等で、経済的には当飛騨地方に限らず、全国的に甚大な打撃を受けました。私ども中小企業は、この危機が来る前から後継者難など様々な困難な問題を抱えていましたが、更なる大波を受けて苦勞されている会員の方も見えると思います。

まだ、事中有りますので、今後も私ども会社経営をしているものには、油断のならない日々が続きますが、どうか会員の皆様には、この非常事態を今までの会社経営で培ってきたものを基に、勇気と知恵で切り抜けていただきたいと思います。

今回、国民一人一人に支給する10万円の「特別定額給付金」について、ドイツでは同じような給付金が申請から2日後に振り込んできたようです。何故そのようなことができるかという、日本でもあるマイナンバー制度(ドイツの場合は税務識別番号)が普及しており、政府が個人の預金等を把握しているので、簡単にかつスピーディーに振り込みができるということです。日本ではマイナンバー制度が普及していませんので、大部分の人は申請書に記載して市役所等に送付して、そして市役所等で審査して支給という段取りになるわけです。ドイツではその手続きが必要なく早く支給できるということです。

政府は、これを機にマイナンバー制度を個人のプライバシーに配慮しつつ、より一層普及させる政策を推進すると思います。また、制度の便利さを経験すると国民も支持すると思います。

法人会としても全法連・県連の上部団体及び税務当局の指導を受けて、会員の皆様に適期に最新の税務情報等を提供します。また、今後の法人会の活動として、令和3年度に向けた「税制提言活動」があります。現在の経済社会状況を受けて、会員の皆様の会社経営に有効となることを、各方面に提言していきたいと思っています。

最後に会員の皆様も、先見の明をもって会社経営に当たり、この難局を乗り越えてください。そして法人会の活動をその一助として利用してください。

以上、令和2年度の始まりと新型コロナウイルス感染症による未曾有の経済収縮の中、会員の皆様方へのあいさつとします。

令和元年度 正味財産増減計算書 (平成31年4月1日から令和2年3月31日)

収入の部

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
基本財産運用益	301	301	0
特定資産運用益	47	28	19
受取会費	11,713,870	12,102,250	-388,380
事業収益	321,611	894,933	-573,322
受取助成金	6,553,100	6,802,900	-249,800
受取負担金	1,369,642	539,110	830,532
受取寄付金	112,500	78,700	33,800
雑収入	1,448,549	1,839,436	-390,887
収入合計	21,519,620	22,257,658	-738,038

支出の部

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
事業費	19,231,211	15,543,551	3,687,660
管理費	3,608,174	8,252,609	-4,644,435
経常費用計	22,839,385	23,796,160	-956,775
当期一般正味財産増減額	-1,319,765	-1,538,502	218,737
一般正味財産期首残高	8,476,742	10,015,244	-1,538,502
一般正味財産期末残高	7,156,977	8,476,742	-1,319,765

令和2年度 功労者表彰の紹介

全国法人会総連合及び岐阜県法人会連合会では、永年法人会の役員を務めるなど、法人会活動に従事して功労のある方々を表彰していますが、令和2年度で表彰された方々を紹介します。(敬称略)

【全法連会長表彰】

副会長 柳 七郎 (株)柳 組
理事 渡邊 久憲 (有)渡辺酒造店



柳 七郎 氏



渡邊 久憲 氏

【県連会長表彰】

副会長 滝 康洋 (株)水 明 館
常任理事 亀谷 豊 (株)アルプスサイン



滝 康洋 氏



亀谷 豊 氏

【県連会長感謝状・福利厚生制度の部】

大同生命保険(株) 屋上 さちえ
岐阜支社第一営業課(飛騨法人会担当)

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで1年間**、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

特例の概要

- ▷令和2年2月から納期限までの一定の期間（1カ月以上）において、収入が大幅に減少（**前年同期比概ね20%以上の減**）した場合について1年間納税を猶予。
- ▷一時の納税が困難と認められる場合に適用。
 - ・少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。
 - ・収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。
- ▷担保は不要。
- ▷延滞税は免除。

【申請手続】

令和2年6月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って特例を適用することができます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終

了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、**即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除**が適用できます。

新たな類型（デジタル化設備）	
（要件）	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備
（対象設備）	機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

【適用時期】

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

4 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、**原則として課税期間の開始前**に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、**課税期間の開始後であっても**、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる特例が設けられます。

適用要件
① 特例に係る法律の施行（令和2年4月30日）後に申告期限が到来する課税期間において、
② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間内、 一定期間（1カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少） した場合で、かつ、
③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合 （注1） 原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。 ▷法人：課税期間の終了の日の翌日から2カ月 ▷個人：課税期間の翌年の3月末 （注2） 国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を2年間継続する必要はありません。**

【適用時期】

特例法の施行日（令和2年4月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している（※）中小企業者等に対して、**令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置が講じられます。**

（※）令和2年2月～10月までの**任意の3カ月間**の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

【適用時期】

令和3年1月31日までに、**認定経営革新等支援機関等**（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されます。

適用要件
▷対象資産に、 事業用家屋と構築物 を追加 ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの ※事業用家屋・構築物ともに、 中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの
▷生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長（令和5年3月31日まで）

7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、**印紙税が非課税**となる措置が講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。

（注）施行日の前日（令和2年4月29日）までに作成され

たものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

適用要件
(1) 住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置（入居期限：令和2年12月31日⇒令和3年12月31日） ① 注文住宅の新築は令和2年9月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和2年11月末までに契約が行われていること ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと
(2) 既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件（取得日から6カ月以内⇒増改築等完了の日から6カ月以内） ① 既存住宅取得の日から5カ月後まで、又は関連税法の施行の日（令和2年4月30日）から2カ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること ② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

9 その他の項目

・**自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長**

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6カ月延長され、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

・**耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化**

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和3年度末（令和4年3月31日）までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

・**文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用**

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。



休憩室

健全な青少年の育成を目指して 高山市スポーツ少年団

スポーツ少年団は、全国組織で1962年に「スポーツ活動を通して心身共に健全な青少年の育成・一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを提供する」を目的として日本スポーツ少年団が創設されました。

高山市では、その考えに賛同した指導者の方々によって、1971年に創設され、4単位団、団員350人でスタートし、現在38単位団、団員1,200人に至っています。

スポーツ少年団を始めて耳にされる方は、スポーツ活動だけをする組織だと思われると思いますが、後でご案内させていただきますが、スポーツ活動のほかに、交流会、団員・指導者の研修会、奉仕活動、レクリエーション活動など、幅広い活動しております。

高山市スポーツ少年団では、幼少年期の子どもたちに大人（指導者および父母等）が安心・安全な環境を整えながら、こころとからだの健全発達をもたらされることを大切に考えています。そのため、特定のスポーツ種目のみの活動を行うのではなく、交流会やリーダー研修会など、ジュニア期に必要な幅広い分野での様々な体験活動を年間計画の中に組み入れています。

スポーツ少年団活動を通じて、喜びや楽しさを体験すると共に、仲間との連帯や友情を育て、更にはその過程の中で協調性や創造性などを育み人間性豊かな社会人として成長することを期待しています。

高山市スポーツ少年団大会・交流会

この大会は、午前中、団員の日頃の活動と各協力団体からのご厚意に対して敬意を払い、賞賛と感謝の意を伝える場としています。最優秀団員、優秀団員、特別優秀団員、功労者の表彰、

また、各協力団体様への感謝状の贈呈をさせて頂いております。午後からは、普段は異種競技であまり相互関係を持たない単位団の団員同士の交流を図っています。高学年は綱引き競技を、低学年は、ドッジビーやレクリエーションなど大勢が楽しめる競技を企画し交流を深めています。運営面では、上宝綱引きクラブの皆さん、飛騨高山ブラックブルズ岐阜の選手の皆さん、市内の高校生の皆さん、保護者の皆さんにもお手伝いして頂いております。



スポーツ少年団大会

松本市・高山市姉妹都市スポーツ少年団交流大会

平成10年に始まった高山市と姉妹都市提携を結んでいる長野県松本市とのスポーツ少年団同士の交流会は、毎年隔年でお互いの市を行き来し、本部役員同士の情報交換と団員のコミュニケーション能力を高めるために交流を行っています。



松本市のスポーツ少年団と交流

昨年度は、松本市を招いて、飛騨高山まちの博物館を拠点に、古い町並みでのオリエンテーリングを実施しました。高山の町や歴史に触れながら各所を訪れ、班のみんなで協力しながら、ゴールを目指しました。団員は友達づくりや協力して物事を行うことの大切さを学び、有意義な交流が出来ました。今後もこの交流大会は、持続したいと考えております。

高山市スポーツ少年団リーダー研修会

毎年、夏期休暇中に小学5・6年生を対象にリーダーとしての資質向上を目的に研修会を行っています。近年は、富山県射水市の海王丸研修センターにて、一泊二日の日程でグループごとに、普段、体験することのできない船上での活動（甲板清掃・マスト登り・カッター訓練など）をしながらリーダーとしての心構えを身に付けるとともに、団体生活の基礎を学んでいます。



救命救急講習会

これまで競技指導だけを求められてきたスポーツ指導者にも、昨今は練習・試合中の事故や怪我の防止のための知識が求められるようになってきました。中でも、熱中症の予防や心肺停止状態でのAEDの使用など、様々な状況に対応できる知識と技術がスポーツ活動の現場に必要とされています。高山市スポーツ少年団では、このような救急時に対応できる指導者・母集



団の育成のために、毎年初夏の時期に救命救急講習会を行っています。

指導者・母集団研修会

高山市スポーツ少年団では、様々な知識をもつてみえる有識者の方を招いて、毎年資質の高い指導者や母集団の育成を目的に研修会を開いております。研修の内容は様々で、平成27年からは、日本スポーツ協会が推奨するACP(アクティブ・チャイルド・プログラム)の講習を行い、幼児期のスポーツ活動のあり方や、学童期前の子どもたちのスポーツ少年団への入団促進を進めるための知識を、実技を踏まえ学んでいただいております。

高山市スポーツ少年団説明会

平成8年に始まった、加盟団体を一堂に会した合同説明会を毎年継続して行っています。1つの会場で同時に行うことで、新規入団を希望される方に、より広い選択肢を提供させていただいております。この取り組みは、高山市スポーツ少年団独自のものです、全国的にも珍しいそうです。他地区のスポーツ少年団からは参考にしたいというお声もいただいております。



最後に、少年団は団員が将来社会に出て通用する人間になるための入り口だと思っております。挨拶も出来ない、言われたことしか出来ず、自分で考えて行動できないようでは通用しません。ですから、今後も学校関係者、保護者の皆さん、地域の皆さんと連携しながら活動していきたいと思っておりますので、ご協力の程、宜しくお願い致します。

事業所訪問

株式会社 冠婚葬祭こころの会

概 要

代表者：代表取締役社長 早川 敏成
所在地：岐阜県下呂市野尻836-1
創業：平成3年4月
従業員数：40人(パート含む)
事業内容：冠婚葬祭業

対 談

ききて 本日はお忙しい中お時間をいただきありがとうございます。まず最初に会社設立についてお話をお聞かせください。

社 長 そもそもは私の父が「全国こころの会葬祭事業協同組合」に加盟し葬祭業を営んでおりました。25年前、私が20歳の時にその父から事業継承をして「株式会社 冠婚葬祭こころの会」を営んできました。

ききて お若い時に社長になれましたが当時の様子をお聞かせください。



社長 早川 敏成 氏



ホール式場

社 長 当初は葬祭の仕事がほとんど無く関連ギフトの販売や法要・結婚式のコーディネートも行っておりましたが、スタッフは他に事務員が一人だったということもあり、全て私一人で行う時代が数年間続いていました。

ききて 今はセレモニーホールを何店舗お持ちでしょうか？

社 長 現在は下呂市内に3店舗運営しており、グループですと6店舗ございます。平成20年に金山地域に「金山清信殿」をオープンいたしました。そして翌々年に下呂市街に「下呂中央清信殿」、その翌年には竹原地域に「竹原清信殿」を構えることができました。

セレモニーホールを構える前の葬儀はお寺やご自宅・公民館等で行われることが主流の中、私一人に対応させていただいておりましたのでとにかく大変でした。上手くいかなかったこともありましたが喪家様に寄り添い、「安心・感動・感謝」のもと自分自身ができるサービスをさせていただきます。

お客様からの信頼を少しずつもらえるようになり会員の方も増加、この10年間でスタッフも増員することもでき、各地域の地元の業者様にも助けていただきここまでできました。

ききて 新型コロナウイルスの影響はございますか？



金山清信殿



下呂中央清信殿



竹原清信殿

社 長 故人様との大切なお別れの時間を過ごしていただくために感染予防対策を行っております。館内の除菌清掃・換気、消毒液・マスクの提供、3密を防ぐために式場内の座席空間を広げたり開式時間前の弔問・御焼香など感染予防にあらゆる配慮をさせていただいており、葬儀は人が集まるという特徴がある中で最大限の努力を行っております。

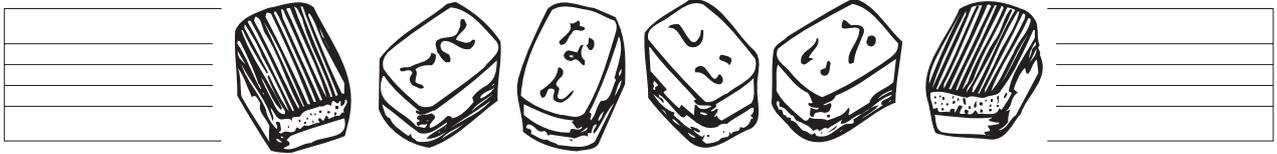
コロナ禍の中、葬儀のスタイルも喪家様・弔問客様にご安心・ご納得いただける内容となるよう柔軟に対応していきたいと思っております。

ききて 最後に一言お願いします。

社 長 この地域でなんとか冠婚葬祭業を営ませていただけるようになりましたが、元々出身が中津川市でしたので名もないところからのスタートでした。今では皆さんに受け入れていただき故人を弔うという大切な御式に弊社を利用してもらえることに感謝し、「地域の文化や業者様を大切に葬儀の提案」「納得のいく価格設定」「質の高いサービスの提供」の基本方針を掲げ、人と人との関わり合いを大切に地域の皆様と共に歩み続けることができるよう今後も邁進していきたいと思っております。

ききて どうもありがとうございました。

(ききて 千田)



金山支部 風鈴で金山町に元気を!

金山町商工会では、地元の小学生が絵などを描いた風鈴を店につるし、町を涼やかな音色で包む催しを行っています。

7月に商工会職員が金山小学校などを訪れ、児童に協力を呼び掛け、町内の小学校全児童に自由な発想の下で書いてもらったオンリーワンの風鈴を商工会全会員に配布し、店先などに飾り付けをお願いしました。



個性があふれる風鈴

新型コロナウイルスの影響で町全体が疲弊している中、なかなか終息の目途も立たず、集客を目的とする様なイベントの実施は密を招くこととなり、開催が大変厳しい現状において、少しでも町全体に明るさが戻り、賑わいが創出できることを目的に実施されています。

8月1日より商工会全会員の店先などに飾り付けが行われ、商店街などではその涼やかな音色が重なり合う事により、より演出効果が表れ、その音色を聞きながら買い物を楽しんで頂いたり、思わずかわいい作品にスマホのシャッターを切られる姿などが見受けられました。(加藤 記)



高山支部 宮川朝市と本町を結ぶ「行神橋」が完成しました!

7月5日、高山市内の宮川に歩行者専用の「行神橋(ぎょうじんばし)」が完成しました。

この橋は、宮川朝市と本町3丁目を結び、地元市民の利便性向上のほか、観光客の徒歩による周遊に寄与することが期待されています。

橋の名前は、秋の高山祭屋台である「行神台(ぎょうじんたい)」から名付けられました。



夜間、ライトアップされた橋



宮川朝市側から見た行神橋

昨年7月に着工し、橋の長さは約40メートル。県産ヒノキ材で装飾され、街並みに溶け込むデザインが特徴です。

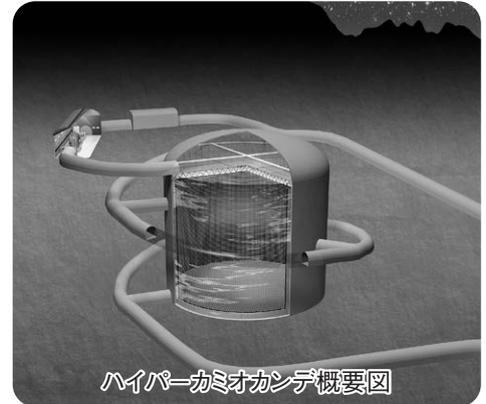
竣工式には、関係者約50人が出席し、テープカットが行われました。(長瀬 記)

神岡支部 地域を挙げて官民一丸で受入体制を整える「ハイパーカミオカンデ計画推進期成同盟会」

飛騨市神岡町に建設予定の「ハイパーカミオカンデ」は、神岡鉱山の地下に19万トンの純水タンクを造り、素粒子のニュートリノが水と反応して出る微弱な光を捉える観測装置で、2027年の運用を目指している世界中の研究者が注目する国家プロジェクトです。

その早期着工に向けて協力する期成同盟会は、官民一丸で建設を地元で支援しようと、市と地元の商工会議所、旅館組合、観光協会、商店会連合会等が昨年7月に発足させたもので、去年は建設予算付けに国の関係省庁へお願いに伺い、地元の熱心な期待を訴えて今年度事業費の予算付けに貢献しました。

このほど開催された期成同盟会の総会では、建設作業員宿舎の確保や、食事等の生活支援、研究者の住環境整備、市民への啓発活動の実施など5項目の活動方針が採択されました。



ハイパーカミオカンデ概要図



「ハイパーカミオカンデ計画推進期成同盟会」総会の様子

また、計画のリーダーである塩澤真人東大宇宙線研究所教授から、建設計画の進行状況等の報告があり、地元の支援が文科省でも高く評価されており、引き続き研究のサポートをお願いしたいとの話がありました。

高山南支部 飛騨のおいしい農林水産物をみんなで味わおう!

飛騨の野菜が多く出回る8・9月は「飛騨をまるごと食べんかな月間」です。

高山市地産地消推進会議では、市民の皆さんや飛騨高山を訪れる観光客の皆さんに飛騨でとれる野菜や牛乳、飛騨牛など地元のおいしい食材を味わっていただくこと、市内サポーター店舗(7月15日時点 237店舗・団体)の皆さんとともに地産地消のPRに取り組んでいます。

また小・中学校でも「まるごと飛騨の日」として飛騨産



飛騨産食材を使用した給食

食材いっぱいの給食が4回にわたり提供されます。地場産農林水産物で給食の食材を揃うことは全国的にも、とても珍しく、子供たちも飛騨の味を楽しみにしています。



新型コロナウイルス感染症の拡大における大同生命の取り組み

6月10日版

新型コロナウイルス感染症の拡大により、「資金繰り」や「健康・保障」に関する心配の声が多く寄せられています。



大同生命は、生命保険・サービスによるトータルサポートを提供しています。
 新型コロナウイルスの影響下でも、お客さまより **安心・満足の声** をお寄せいただいています。

資金繰り対策

制度の活用

(特)のついた制度・サービスは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う特別取扱です。

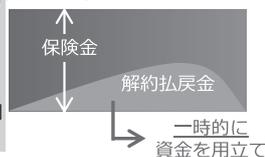
契約者貸付制度

解約払戻金の所定の範囲内で現金貸付を受けることができます。
 ※解約払戻金がない場合や、一部商品は取扱できません。



新型コロナウイルスの影響で資金繰りが厳しくなり、途方に暮れていましたが、利息ゼロで契約者貸付を利用し、**借入金の返済や運転資金に充てることができました。手続き後すぐに送金してもらえて、助かりました。** 保険に加入していてよかったです。

(特) (イメージ)
 新型コロナウイルスの対応として、2020年2月18日～12月31日まで、金利を0.0%とする特別取扱を実施。(受付期間:2020年2月18日～9月1日)
 ※お申込み状況などに応じて、受付期間を短縮することがあります。



スイッチ(契約変換)

ご加入後に「長期保障型」と「更新型」を相互にスイッチ(変換)できます。

※スイッチの取扱ができない商品・契約もあります。



急に資金が必要になり、解約しかなと思っていましたが、スイッチという制度があると聞き、**保障を継続しながら資金が調達できることを知れて本当に良かったです。** 持病があるので、**保障を続けながらコストダウンもできて安心しました。**

(イメージ)



変換前契約に解約払戻金がある場合、スイッチの際に解約払戻金を受取ることができます。

上記のほか、保険料のお払込が困難な場合、お客さまのお申出により、**保険料のお払込を猶予する期間を2020年12月31日まで延長しております。**

猶予期間経過後に保障を継続いただくためには、猶予した保険料を上記期日までにお払いいただく必要がありますが、お払込が困難な場合は2021年1月から保険料のお払込を再開いただくことにより、猶予した保険料の払込期限を2021年10月31日までといたします。また、分割してお払いいただくことも可能です。

サービスの活用

「雇用調整助成金」専用支援サービス

(提携先：中小企業福祉事業団)

* 大同生命の保険契約がなくともご利用可能です



助成金の申請要件が複雑で、どのように対応したらよいかわからなかったのですが、**社労士の方に相談できてたいへん助かりました。**

「雇用調整助成金※」に習熟した社会保険労務士が、電話相談をお受けします。また、希望する企業に対して近隣の社労士を紹介します。

※企業が負担した休業手当などの一部を助成する国の制度

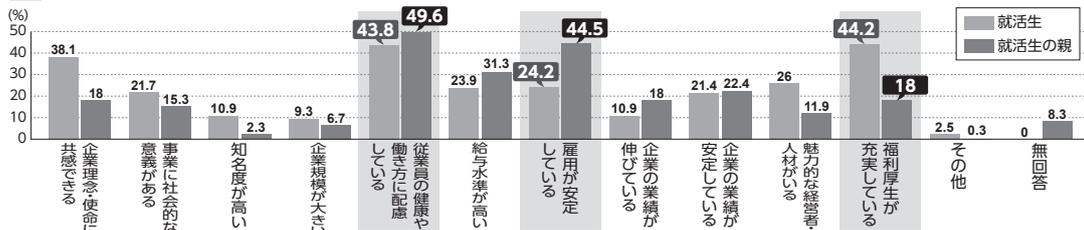
事業継続に待ち受ける 想定外の 落とし穴



会社のこれからに欠かせないもの、それは“人財”です!

新型コロナウイルス感染症の経験によって、私たちの働き方は大きく変わろうとしています。働き方改革の流れとあいまって、今まで以上に従業員の健康に配慮した職場環境の整備が求められています。安心・安全で働きやすい職場環境の提供は、今いる従業員の定着だけでなく、これから新たに加わる優秀な“人財”の確保につながり、アフターコロナを乗り越える強固な結束力へと導きます。

Q 就活生：将来どのような企業に就職したいか。／ 親：どのような企業に就職させたいか。(3つまで)



※就活生のN数1399、親のN数1000における複数回答数を就活生、親それぞれで百分率にして比較
出典：経済産業省「健康経営と労働市場の関係性（平成28年度調査の結果）」

AIG損保がお手伝いさせていただきます。

弊社よりお電話でご案内をさせていただく場合があります。ご興味がある際は、ご希望の日時をお気軽にお伝えください。

お問い合わせ先 TEL 058-262-4771 FAX 058-262-4781



AIG損害保険株式会社
岐阜支店
〒500-8073 岐阜県岐阜市泉町41 富士火災岐阜ビル3F
TEL 058-262-4771 FAX 058-262-4781



新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています!

Affrac

本サービスは、アフラックの提携先
(株式会社メディカルノート)が
提供します。

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

ネット医療相談サービスのご案内

病気や身体のことを気軽に 相談できる専門医はいますか?

例えばこのようなとき…



痛みが
長続きしている



健康診断の結果を
見てもよくわからない



病院選びの
基準がわからない



家族の体調が心配

プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、
おひとり様月1件のご相談まで無料で
利用いただけます。

- 納得いくまで何回でも追加質問できます。*
- 24時間いつでも相談可能です。
(回答には3~24時間程度かかります)

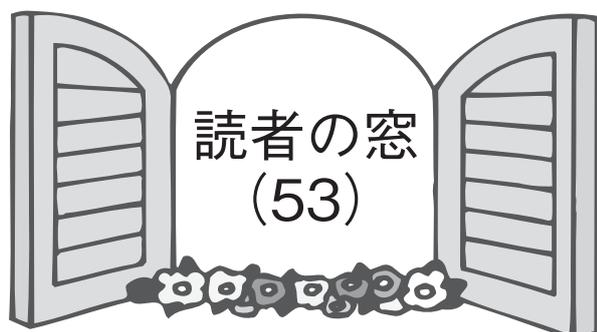
※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2020年6月現在の情報です。サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。

【お問い合わせ】株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp



本サービスは、アフラックの提携先である株式会社メディカルノートが提供するものです。
お問い合わせは直接当社にお願いいたします。



このコーナーは、読者の皆さんのコーナーです。
税金への色々な主張・ご意見・アイデア・気の利いた写真等を広く会員のみな様より投稿していただきたく、多くの投稿をお待ちしています。
投稿は(公社)飛騨法人会まで、FAX・Eメールにてお願いします。

F A X 0577-33-1093

E-mail hidahojn@siren.ocn.ne.jp

.....

今年は、なんだか、変です。

高山市 40代 男性

雪の降らない冬にはじまり、コロナウィルス、豪雨災害と続いております。オリンピックの延期、各種イベントの中止、外出制限などなど。

自宅での生活は苦にならないと思っておりましたが、日帰り程度のちょっとした「おでかけ」の気分的な重要性を感じる次第です。

経済への影響が問題視されております。この状況下でないわけではないと感じておりましたが、思った以上に深刻のようです。

出かけず自宅にいる時間が増えると考える時間が増え、自分事として政府の支援策に対して考えてしまいます。【政府の支援策】=【税金の使い道】です。

地域経済、企業運営、家計とお金の話は身近にあるものの、【税金の使い道】を同時期にこれほど多くの人が思いを巡らす事はなかなか無いのではないのでしょうか。

【政府の支援策】に対しては、賛否両論それぞれにご意見あろうかと思いますが、今、自身、企業、地域経済を考える事は、アフターコロナ、アフター災害、これからの未来にとって重要なことではないのでしょうか。

末筆となりますが、この度の豪雨により被災された方々には心からお見舞い申し上げます。

他人事ではなかった

下呂市 60代 K男

近ごろ頻繁におこる豪雨災害。「何十年に一回の記録的集中豪雨」などとテレビの緊急会見でよく耳にしますが、恐ろしいことに、もはや「何十年」じゃなくて殆んど日本の何処かで毎年の出来事のようになっています。

「どうか自分の処だけには来ないで」との願いもむなしく、今回の令和2年7月の集中豪雨は容赦なくこの地域を襲い、私たちの住む町にも甚大な被害をもたらしました。経験したことのない大雨は、家屋や事業所への浸水、停電、断水、孤立、道路の崩落等様々な形で爪痕を残しました。人や物流の遮断はただでさえコロナ禍で影響を受けている事業者に大きなダメージを与え、地域経済への影響ははかり知れません。幸い人的被害はなく、今はボランティアや工事関係者をはじめたくさんの皆さんのおかげでかつての日常を取り戻しつつあります。今回災害を目の当たりにして改めて思うのは、今までの経験や常識が今の気候変動には全く通用しない、という事実です。

そして頻発する災害の復旧や今後起こりうる大災害から人命を守り安全を確保するには、たくさんのお金すなわち税金が必要です。いつも他人事のように災害のニュースを観ていた私ですが、大切な税金の使われ方も決して他人事ではないということを思い知らされた今日この頃です。

岐阜県民・事業者の皆さまへ

①「新しい生活様式」の徹底を!

- 「人との距離確保」「マスク着用」「手洗い」の習慣
- 3つの密の回避
- 毎日、体調を自己チェック

② 感染リスクを避けて、慎重な行動を!

- 感染拡大エリアとの往來の回避
- 特に高感染リスクの場や行動からの回避
「酒類を伴う飲食」
「マスク着用なしでの長時間の会話」など



③ 自らの行動に責任を!

- 体調に異常があれば、直ちに通勤・通学など外出ストップ
- 岐阜県の「感染警戒QRシステム」、国の「接触確認アプリ(COCoA)」に登録

④ 事業者の皆さまも感染防止対策の徹底を!

- 「コロナ社会を生き抜く行動指針」や業界団体ガイドラインの実践の徹底
- 岐阜県の「防止対策実行中」ステッカーの積極的な掲示

編集後記

■ 毎年の人事異動で、新署長大竹 昭博さんをお迎えました。愛知県岡崎市のご出身です。高山で夏に行う手筒花火は岡崎でも盛んで、三河から教わったと聞いています。大竹署長にも色々ご指導をお願いします。

■ 高山税務署が待望の新庁舎に11月9日に移転します。新しい庁舎で職員の皆様が快適でストレスがない税務行政ができることを期待します。

■ 新型コロナウイルスがまだ終息する気配がありません。今回の法人会報もその関連が多く掲載されています。経済的にも精神的にも大変な時ですが前向きになっていきたいと思えます。今回のことで一つ思うことが、「リーダーシップ」のことで。色々な国のトップの対応が異なるのを見てその国の人々が影響を受けているのを見るといかに「リーダーシップ」が大切なのかを考えさせられます。私たちの会社では、「リーダーシップ」はより大きな影響を及ぼしているのではと思います。何はともあれ皆様の健康を祈念します。

■ 7月の豪雨により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。 (H.S)

令和2年8月 公益社団法人 飛騨法人会 広報委員会

住 宏 夫 長瀬 栄二郎 高橋 厚生 下畑 了三 内方 光一 加藤 久人
千田 純弘 桂川 卓也 細江 和彦 山本 幸男 小林 正和 追分 英輔
杉山 陽子 杉原 寿子 富川 由希子